

DC NEWS

損保ジャパンDC証券

No. 71

*DCは、Defined Contribution (確定拠出年金) の略です。

発行：損保ジャパンDC証券

【外資系企業様向け 第18回『確定拠出年金導入セミナー』を開催いたしました】

当社は、去る2010年9月8日に経団連会館(大手町)におきまして、外資系企業様を対象に「確定拠出年金導入セミナー」を開催いたしました。当セミナーも、おかげさまで第18回を迎えることができました。日英同時通訳によるプレゼンテーションならびに日英翻訳資料は、毎回来場者の皆様にご好評をいただいております。



今回のセミナーでは、当社講師より投資教育や制度設計等についてのご案内に加え、社外より講師をお招きし、外資系企業におけるDC導入の留意点とケーススタディについて、ご説明いただきました。当日は、多数の人事・財務ご担当者にお集まりいただき、大盛況のうちに幕を閉じました。



- | | |
|-----|--|
| 第一部 | 講演
外資系企業におけるDC導入の留意点とケーススタディ
JPアクチュアリーコンサルティング(株) マネージャー
田村 薫 |
| 第二部 | 確定拠出年金制度導入における制度設計の実際
井上 慶吾
(数理設計コンサルティング部 シニアコンサルタント) |
| 第三部 | 確定拠出年金 投資教育の現場から
武井 久実子
(損害保険ジャパン 営業企画部 確定拠出年金推進室) |

当社は、確定拠出年金の制度運営に関する業務をすべて自社にてご提供(バンドルサービス)しており、外資系企業様からの受託実績では業界トップレベルにあります。

当社では、今後とも外資系企業様のニーズにお答えすべく定期的にセミナーを開催させていただく所存です。

(おわり)

【年金確保支援法案の現況について】

これまで何度か本紙でお伝えしてきた、マッチング拠出をはじめとした制度改正については、「国民年金及び企業年金等による高齢期における所得の確保を支援するための国民年金法等の一部を改正する法律案」（通称「年金確保支援法案」）として、2010年3月5日に先の通常国会に提出されましたが、結局審議入りしないまま会期末を迎え、継続審議となりました。

継続審議とは、「会期不継続の原則（議決に至らなかった法案は次の国会に継続せず廃案する）」の例外として、会期終了前に「閉会中審査」を議決することにより、次の会期に審議が継続されるものです。

これにより、本法案は2010年10月1日に召集される第176回臨時国会に引き継がれて成立を目指すこととなりますが、厳しい運営が予想されるねじれ国会の中で多数の議案が控えており、今後の審議状況が注目されます。

なお、年金確保支援法案に盛り込まれている確定拠出年金関連の改正内容は、以下の通りです。

	概 要	施行予定日
住基ネットの住所情報利用	事業主が住所不明の給付金未請求者への給付請求勧奨を実施する場合に、企業年金連合会を通じて住基ネットの住所情報利用を可能とする。	2011年4月1日
投資教育の継続的実施の明確化	事業主の努力義務である投資教育について、運用指図への有効活用のため継続的に実施し、加入者の資産運用の知識向上に配慮するものとする。	
マッチング拠出の実施	事業主拠出額と個人拠出額の合計が拠出限度額の範囲内、かつ個人拠出額が事業主拠出額を超えない範囲内で、個人による上乗せ拠出を可能とする。	2012年1月1日
中途脱退要件の緩和	企業を退職し、自営業者や企業年金制度がない企業に転職した者が、2年以上継続して個人型年金の運用指図者であり、個人別管理資産額が25万円以下である等の一定の要件を満たす場合には、個人型年金からの脱退を可能とする。	公布日から2年6ヵ月 以内の政令で定める日
資格喪失年齢の引き上げ	規約に資格喪失年齢を60歳から65歳の間で定めることにより、60歳以降引き続き雇用される者について拠出を可能とする。	
自動移換者の強制裁定	自動移換者が給付を請求しないまま70歳に到達した場合に、国民年金基金連合会の裁定による老齢給付金支給を可能とする。	

※施行予定日は当初法案に記載されている施行日ですが、審議の中で修正される場合があります。

（ご加入者サービス部 三角 真二）